

定 款

一般社団法人 海外ビジネス交流協会

一般社団法人 海外ビジネス交流協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人海外ビジネス交流協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は会員が行う海外事業展開や海外からの労働者受け入れ等を支援し、会員に共通する利益の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 海外進出を考えている企業への情報交換・発信
2. ビジネス交流推進のためのイベント、セミナーなどの開催
3. 経済団体等との交流、現地視察等による交流
4. 文化・人文科学に関する事業の促進・交流
5. 観光産業発展のための交流
6. 雇用の促進に資する活動

7. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び社員

(会員)

第5条 当法人には次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

1. 正会員 この法人の目的に賛同して正会員として入会した団体及び個人(以下「社員」という)
2. 準会員 この法人の目的に賛同して準会員として入会した団体及び個人
3. 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体及び個人

(会員の資格の取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める手続きに従い申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める額の入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意脱会)

第8条 会員は、理事会において別に定める脱会届を提出することにより、いつでも任意に脱会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議により、当該会員を除名すること

ができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前二条の場合のほか次の一に該当するに至ったときは、会員はその資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 全社員が同意したとき。
- (3) 死亡し又は解散したとき。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、全社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の決定
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会は毎年 5 月に 1 回開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散及び残余財産の処分

(5)その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごと第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところより、議事録を作成する。

議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3名以上5名以内

(2)監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了のときまでとする。

4 理事又は監事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、速やかに理事又は監事を選任する。また、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬額の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けた時は（病気・事故等）、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 31 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 当法人の事業報告及び決算については、毎度事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第 34 条 当法人は、剰余金の分配をしないものとする。

(残余財産)

第 35 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 基金

(基金)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日までは返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。
- 4 その他、基金の募集、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会において別途「基金取扱規定」を定め、これに従うものとする。

第9章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 附則

(最初の事業年度)

第 40 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 41 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

ポウデル ラジャンクマル

藤本 祐二

佐々木 義文

上村 啓輔

野田 和宏

南部 幸博

椎葉 和馬

(定款に定めがない事項)

第 42 条 本定款に定めがない事項は、一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人海外ビジネス交流協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名
押印する。

令和5年10月31日

設立時社員 ポウデル ラジャンクマル

設立時社員 藤本 祐二

設立時社員 佐々木 義文

設立時社員 上村 啓輔

設立時社員 野田 和宏

設立時社員 南部 幸博

設立時社員 椎葉 和馬